

蕨市老朽空き家等の安全管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、蕨市老朽空き家等の安全管理に関する条例（平成24年蕨市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 条例第5条第2項の証明書の様式は、身分証明書（様式第1号）のとおりとする。

(助言又は指導)

第3条 条例第8条の助言又は指導は、助言・指導通知書（様式第2号）により行うものとする。

(情報の提供の承諾)

第4条 条例第10条の承諾は、承諾書（様式第3号）の提出により行うものとする。

(勧告)

第5条 条例第11条の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(公表)

第6条 条例第12条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 蕨市公告式規則（昭和44年蕨市規則第19号）に規定する掲示場への掲示
- (2) 当該空き家等の敷地における看板の設置
- (3) 蕨市ホームページへの掲載
- (4) その他市長が適当と認める方法

2 市長は、条例第12条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、老朽空き家等の安全管理に関する意見陳述機会付与通知書（様式第5号）により行うものとする。

3 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、老朽空き家等の安全管理に関する意見書（様式第6号）により市長に意見を述べなければならない。

(命令)

第7条 条例第13条の規定による命令については、命令書（様式第7号）により行うものとする。

(戒告)

第 8 条 行政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定による戒告は、別に定める蕨市行政代執行検討会議の決議に基づき、行うものとする。

2 前項の戒告は、戒告書（様式第 8 号）により行うものとする。

（代執行令書）

第 9 条 法第 3 条第 2 項の代執行令書の様式は、代執行令書（様式第 9 号）のとおりとする。

（証票）

第 1 0 条 法第 4 条の証票の様式は、執行責任者証（様式第 1 0 号）のとおりとする。

（委任）

第 1 1 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。